

生活などに係る相談窓口

- ◎実施日時のうち祝日・年末年始、正午～午後1時は除きます◎相談場所は原則、市民相談情報課
 ◎対象は原則、市内在住の方(労働相談・消費生活相談は市内在住・在勤・在学の方)
 ※電話番号などは間違いのないようおかけください



相談名	相談内容	相談員	実施日時	問い合わせ	
市政相談・一般相談	市政・市民生活に関すること	市民生活相談員	平日午前8時30分～午後5時 ※面談の相談受付は、午前 は11時30分、午後は4時30 分まで		
特別 相談	法律相談 (要予約)	民事上の問題など	弁護士	火・木曜日午前9時～午後3 時30分	市民相談情報課 ☎内線2573 FAX(50)8409
	交通事故相談 (要予約)	交通事故の被害者・加害者となっ たときの対応など	専任相談員	水曜日午前9時～午後4時	
	登記相談 (要予約)	土地や建物などの登記手続きなど	司法書士	原則第1・3月曜日午後1時 ～4時	
	税務相談 (要予約)	所得税・相続税・贈与税など	税理士	原則第2・4水曜日午前9時 ～午後4時	
	暮らしの法務 相談(要予約)	遺言、相続手続き、官公署に提出 する書類の作成など	行政書士	原則第2金曜日午後1時～4 時	
	建築紛争相談 (要予約)	マンションなど建築に関する紛争 の調整のための相談・あっせん	専任相談員	第1・3木曜日午前9時～午 後4時	
	多重債務相談 (要予約)	多重債務問題で法的解決を図りた いとき	弁護士	木曜日午後1時～4時	
	分譲マンション 管理相談(要予約)	管理組合の規約改正、大規模修 繕、日常生活のトラブルなど	マンション管理士	第4金曜日午後1時～4時	
	不動産・空き家 相談(要予約)	不動産取引、空き家の管理・処 分・利活用など	宅地建物取引士	第1金曜日・第4月曜日午後 1時～4時	
	行政相談	国の行政機関の業務全般に関する 苦情・相談	行政相談委員	第1・3月曜日午後1時～4時	
外国人相談	スペイン語・ポルトガル語による 行政や日常生活の手続きなど	専任相談員	平日午前8時30分～午後5時 ※面談の相談受付は、午前 は11時30分、午後は4時まで 湘南台文化センターでも 月・火・金曜日の同時間に 面談のみ実施	市民相談情報課 ☎内線2578 FAX(50)8409	
人権相談 (要予約)	人権問題ではないかと思われること	人権擁護委員	金曜日午後1時～4時	人権男女共同 平和国際課 ☎内線2132 FAX(50)8436	
労働相談 (要予約)	労働問題、労災、社会保険、職場 のハラスメントなど	社会保険労務士	火・土曜日午後1時～4時 ※土曜日はFプレイス	産業労働課 ☎内線2227 FAX(50)8419	
消費生活相談	消費生活全般の商品やサービス	消費生活相談員	平日午前9時～午後4時	消費生活センター ☎内線2593 FAX(50)8409	